

宮崎県豚熱ワクチン接種実施要領

令和5年8月15日制定
令和5年9月25日改正
令和5年11月24日改正
宮崎県農政水産部
畜産局家畜防疫対策課

(目的)

第1条 この要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項の規定により公表された豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）に基づく豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）接種に関し、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 ワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序な使用は感染個体の存在を分かりにくくするなど、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や清浄性確認に支障を来すおそれがあるため、その使用については慎重に判断する必要がある。

2 知事は、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認されるなど、飼養衛生管理の徹底のみでは県内の豚及びいのししを飼養する施設（以下「農場」という。）における感染防止が困難と判断される場合に、法に基づく予防的ワクチン接種を命ずるものとする。

3 知事は、前項の命令に基づき、次の各号に掲げる者にワクチン接種を行わせるものとする。

- (1) 家畜防疫員
- (2) 知事認定獣医師
- (3) 認定農場の登録飼養衛生管理者

4 県は、ワクチンを適正に保管し、数量の管理及び記録等を行うとともに、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者がワクチンを使用する場合は、その保管等が適切に行われているか監督する。

(ワクチン接種プログラム)

第3条 農林水産省が本県をワクチン接種推奨地域と設定した場合、県は、速やかに指針の規定に基づくワクチン接種プログラムを作成し、その内容について農林水産省の確認を受けなければならない。

2 農場は、ワクチン接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷頭数並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用の有無等について、県へ提出しなければならない。

(接種農場の検査)

第4条 県は、ワクチン接種による免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、ワクチン接種農場について必要な検査を実施しなければならない。

2 ワクチン接種農場は、県が行う免疫付与状況確認検査に協力するとともに、検査により感染を防御する抗体価が十分でないと判断された場合には、その原因究明のための調査に協力の上、県の指示に従い適切に追加接種を行うものとする。

(知事認定獣医師の認定要件)

第5条 知事が認定する対象は、次の各号の要件を満たす獣医師又は獣医師が所属する団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) ワクチンの接種を予定している農場に対し、定期的に立入する等、家畜防疫員と同等以上に適時適切にワクチン接種を行うことができること。
- (2) 第6条に規定する認定農場において豚及びいのししを診察した上で、第7条に規定する登録飼養衛生管理者に指針別記様式2の豚熱ワクチン接種票を交付する場合にあつては、認定農場における接種が適切なものとなるよう指示・監督するとともに、登録飼養衛生管理者に対する指導を適切に実施することができること。
- (3) 県が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得していること。
- (4) 法第50条に基づくワクチン使用許可の要件を遵守すること。
- (5) 家畜保健衛生所と緊密に連携が取れること。
- (6) 県が実施する免疫付与状況確認検査により感染を防御する抗体価が十分でないと判断された場合には、その原因究明のための調査に協力の上、県の指示に従い適切に追加接種を行うこと。

(認定農場の認定要件)

第6条 知事が認定する対象は、次の各号の要件を満たす農場とする。

- (1) 飼養衛生管理基準を遵守している又は遵守に向けた体制が整っている。ただし、飼養衛生管理基準のうち宮崎県が指定する項目がすべて遵守されていること。
- (2) 指針の規定に基づき、豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る作業手順書を作成し、認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっていること。

(登録飼養衛生管理者の登録要件)

第7条 知事が登録する対象は、次の各号の要件を満たす飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 第6条に規定する認定を受けようとする農場に所属し、当該農場において家畜防疫員又は知事認定獣医師と同等以上に適時適切にワクチン接種を行うことができること。

- (2) 宮崎県登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要領に基づく研修を修了し、修了証の交付を受けていること。
- (3) 法第 50 条に基づくワクチン使用許可の要件を遵守し、作業手順書に従うことができること。
- (4) 家畜保健衛生所及び知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること。

(獣医師の申請)

第 8 条 知事の認定を受けようとする獣医師又は団体は、知事認定獣医師認定申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、獣医師又は団体の診療施設を管轄する家畜保健衛生所へ獣医師免許証の写しを添えて申請を行う。なお、団体にあつては、ワクチン接種を行う獣医師の一覧及び獣医師免許証の写しを申請書に添付する。また、県外の診療施設に勤務する獣医師は、ワクチンを接種する農場を管轄するいずれかの家畜保健衛生所へ、獣医師免許証の写しを添えて申請を行う。

(認定農場及び登録飼養衛生管理者の申請)

第 9 条 登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う農場の豚等の所有者又は法第 3 条の管理者（以下「農場代表者」という。）は、農場認定及び登録飼養衛生管理者申請書（様式第 2 号）に必要事項を記入の上、農場を管轄する家畜保健衛生所へ、次の書類を添えて申請を行う。

- ① 豚熱ワクチンの接種等に係る作業手順書の写し
- ② ワクチンを冷蔵保管する施設の平面図及び写真
- ③ 登録するすべての飼養衛生管理者が受講した研修会の修了証の写し

(知事認定獣医師の認定)

第 10 条 知事は、第 8 条による申請が適正と認めた場合は、家畜保健衛生所を通じて認定証（様式第 3 号）を発行するとともに、法第 50 条によるワクチンの使用を許可する。

(農場の認定及び飼養衛生管理者の登録)

第 11 条 知事は、第 9 条による申請が適正と認めた場合は、当該農場の認定及び飼養衛生管理者の登録を行い、家畜保健衛生所を通じてその旨を通知するとともに、法第 50 条によるワクチンの使用を許可する。

(申請内容の変更)

第 12 条 知事認定獣医師又は知事認定獣医師が所属する団体は、第 8 条の申請内容に変更が生じた場合は、知事認定獣医師認定申請変更届（様式第 4 号）により、速やかに獣医師又は団体の診療施設を管轄する家畜保健衛生所へ提出しなければならない。なお、県外の診療施設に勤務する知事認定獣医師は、ワクチンを接種する農場を管轄するいずれかの家畜保健衛生所へ提出する。

2 認定農場の農場代表者は、第9条の申請内容に変更が生じた場合は、農場認定及び登録飼養衛生管理者申請変更届（様式第5号）により、速やかに農場を管轄する家畜保健衛生所へ提出しなければならない。

（認定又は登録の取消）

第13条 知事は、知事認定獣医師又は認定農場及び登録飼養衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条又は第11条に規定する認定等を取り消すことができる。

- （1）第5条又は第6条及び第7条に規定する要件を満たさなくなったとき
- （2）法第50条に基づく使用許可の要件を満たさなくなったとき
- （3）関係法令に違反するものと判断されるとき

（認定の辞退）

第14条 知事認定獣医師又は知事認定獣医師が所属する団体が、その認定を辞退しようとする場合は、知事認定獣医師辞退届（様式第6号）に認定証を添えて、速やかに獣医師又は団体の診療施設を管轄する家畜保健衛生所へ提出しなければならない。なお、県外の診療施設に勤務する知事認定獣医師は、ワクチンを接種する農場を管轄するいずれかの家畜保健衛生所へ提出する。

2 認定農場の農場代表者が、その認定を辞退しようとする場合は、登録飼養衛生管理者接種に係る農場認定辞退届（様式第7号）により、速やかに農場を管轄する家畜保健衛生所へ提出しなければならない。

（ワクチン接種計画）

第15条 家畜防疫員は、毎月20日までに翌月のワクチン接種計画について、農場ごとに豚熱ワクチン接種計画書（様式第8号）を作成しなければならない。

2 知事認定獣医師又は認定農場の農場代表者は、毎月20日までに翌月のワクチン接種計画について、農場ごとに豚熱ワクチン接種計画書兼動物用生物学的製剤交付申請書（様式第9号）を作成し、農場を管轄する家畜保健衛生所へ提出しなければならない。なお、接種計画に変更が生じた場合は、速やかに家畜保健衛生所へ連絡するとともに、新たな豚熱ワクチン接種計画書兼動物用生物学的製剤交付申請書を提出しなければならない。

（ワクチンの交付）

第16条 認定農場の農場代表者がワクチンの交付を受けるには、前条の計画に沿って、農場を管轄する家畜保健衛生所又は知事認定獣医師へ指針の規定に基づく豚熱ワクチン接種票の交付を依頼する。

2 前項の依頼を受けた家畜保健衛生所の家畜防疫員は、速やかに認定農場へ豚熱ワクチン接種票を交付し、その写しを保管しなければならない。

3 第1項の依頼を受けた知事認定獣医師は、速やかに認定農場へ豚熱ワクチン接種票を交付するとともに、その写しについて認定農場を管轄する家畜保健衛生所

へ提出しなければならない。

- 4 県は、豚熱ワクチン接種計画書兼動物用生物学的製剤交付申請書又は豚熱ワクチン接種票に基づき、知事認定獣医師又は認定農場へワクチンを交付する。
- 5 県は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者にワクチンの亡失、毀損等の損失等があった際、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者若しくは認定農場の瑕疵が明らかな場合は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者若しくは認定農場の農場代表者に対し損害を請求することができる。

(ワクチンに係る手数料)

- 第 17 条 県は、第 2 条第 3 項の規定により家畜防疫員にワクチン接種を行わせた場合は、農場代表者に対し手数料を請求する。
- 2 県は、第 16 条第 2 項の規定により認定農場へ豚熱ワクチン接種票を交付した場合は、認定農場の農場代表者に対し手数料を請求する。
 - 3 県は、第 16 条第 4 項の規定により知事認定獣医師又は認定農場へワクチンを交付した場合は、知事認定獣医師がワクチンを接種する農場又は認定農場の農場代表者に対し手数料を請求する。

(ワクチンの接種等)

- 第 18 条 家畜防疫員は、豚熱ワクチン接種計画書に基づき適切にワクチンを接種しなければならない。
- 2 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、第 16 条により交付されたワクチンを適正に冷蔵保管するとともに、豚熱ワクチン接種計画書兼動物用生物学的製剤交付申請書又は豚熱ワクチン接種票に基づき適切にワクチンを接種しなければならない。
 - 3 ワクチン接種に必要な注射器や注射針等の資材は県から支給する。ただし、知事認定獣医師又は認定農場が所有する資材を自己の負担により使用しても差し支えない。
 - 4 知事認定獣医師及び認定農場の農場代表者若しくは登録飼養衛生管理者は、ワクチンの接種実績を 1 週間ごと豚熱ワクチン接種報告書（様式第 10 号）に取りまとめ、毎週月曜日にワクチン接種農場を管轄する家畜保健衛生所へ報告しなければならない。
 - 5 家畜保健衛生所は、管轄農場における前月のワクチン接種実績について、指針に定める様式により、翌月 10 日までに家畜防疫対策課へ報告しなければならない。さらに、農場ごとの前月の接種実績及び前条の手数料について、翌月 10 日までに農場を管轄する市町村へ通知しなければならない。

(ワクチン及び資材の管理)

- 第 19 条 県は、ワクチンを適正に冷蔵保管するとともに、農場における余剰の未開封ワクチン及び使用済みワクチン容器（以下、「ワクチン等」という。）並びに接種時に使用した注射器や注射針等の資材（以下、「資材等」という。）を適切に

管理及び処理しなければならない。

- 2 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、ワクチンを適正に冷蔵保管するとともに、ワクチン等を速やかに家畜保健衛生所へ返却しなければならない。ただし、余剰の未開封ワクチンの使用予定日が明確又は衛生上の事由等により家畜保健衛生所が返却を不要とする場合はその限りでない。さらに、資材等を適切に管理及び処理しなければならない。
- 3 知事認定獣医師は、ワクチン等の返却について、地域での家畜伝染病の発生状況等によりワクチンを接種した農場を管轄する家畜保健衛生所が不要と認める場合は、写真の送付や郵送等の方法により代替できる。この場合、郵送等に係る費用は知事認定獣医師が負担する。
- 4 知事認定獣医師は、前項により、ワクチン等の返却が不要となった場合は、適正な方法により廃棄するとともに、廃棄したことを確認できる写真についてワクチンを接種した農場を管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。この場合、廃棄に係る費用は、知事認定獣医師の負担とする。

(その他)

第 20 条 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、この要領のほか、関係法令及び指針に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 同一農場において、知事認定獣医師と登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を併用する場合は、第 18 条に規定するワクチンの保管及び接種実績の報告が適切に実施されるよう、農場内での責任を明確にする。
- 3 知事は、法第 51 条に基づき、家畜の伝染性疾病を予防するために必要があるときは、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者がワクチン接種を実施する農場に立ち入り、豚等その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のために必要な限度において、家畜の血液等を採取し、又は豚等の死体その他の物を収集することができる。
- 4 知事は、法第 52 条に基づき、家畜の伝染性疾病を予防するために必要があるときは、知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者又は農場代表者に対し、必要な報告を求めることができる。
- 5 この要領に定める事項のほか必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は令和 5 年 8 月 1 4 日より施行する。